

平成20年度 第2回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成20年12月19日（金）

午前10時～午前10時54分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

大阪府職員会館「多目的ホール」

議 題

【審議案件】

議第 2 7 0 号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

議第 2 7 1 号「北部大阪都市計画道路の変更」について

議第 2 7 2 号「大阪都市計画道路の変更」について

【報告案件】

「都市計画区域マスタープランの改定」について

「第 6 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更」について

「大阪府防災都市づくり広域計画の策定」について

平成20年度 第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験者 あ える の 者	岡田 憲夫	京都大学教授	出	会長
2		土井 幸平	大東文化大学教授	出	会長代理
3		松室 猛	地方行政研究会会長	出	
4		溝畑 朗	大阪府立大学教授	出	
5		細見 昌彦	大阪学院大学教授	欠	
6		荻田 緋佐子	大阪商工会議所女性会参与	出	
7		西村 多嘉子	大阪商業大学教授	出	
8		上原 理子	弁護士	出	
9		森本 幸裕	京都大学教授	欠	
10		井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出	
11		増田 昇	大阪府立大学教授	欠	
12	関係行政機関 の 職 員	齊藤 昭	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 松下 博
13		平工 奉文	近畿経済産業局長	欠	
14		木下 誠也	近畿地方整備局長	出	代理:復興事業調整官 佐古 康廣
15		各務 正人	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長 堤 俊哉
16		縄田 修	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	梅本 憲史	府議会議員(自民)	欠	
18		大島 章	府議会議員(自民)	出	
19		吉田 利幸	府議会議員(自民)	出	
20		中村 哲之助	府議会議員(民主)	出	
21		ウルシハラ周義	府議会議員(民主)	出	
22		林 啓二	府議会議員(公明)	出	
23		柏原 賢祥	府議会議員(公明)	出	
24		堀田 文一	府議会議員(共産)	出	
25	市町村の長を 代表する者	倉田 薫	大阪府市長会会長	欠	
26		中 和 博	大阪府町村長会会長	欠	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	山田 幸夫	大阪府市議会議長会会長	出	
28		藤原 敏司	大阪府町村議会議長会会長	欠	
29	大阪市長及び 大阪市議長	平松 邦夫	大阪市長	出	代理:計画調整局長 北村 英和
30		多賀谷 俊史	大阪市会議長	出	

委員30名中21名出席

平成20年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号
1	大阪市会計画消防委員長	小玉 隆子	議第272号

平成20年度 第2回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	福田 保	欠	
2	都市整備部技監	井上 章	出	
3	都市整備部次長	水本 行彦	欠	
4	都市整備総務課長	中村 大介	欠	
5	事業管理室長	小川 哲治	欠	
6	総合計画課長	石橋 洋一	出	臨時幹事:総合計画課参事 池田 一郎 臨時幹事: " 長井 順一 臨時幹事: " 生嶋 圭二
7	交通道路室長	村上 毅	出	
8	河川室長	吉田 八左右	欠	
9	下水道室長	北山 憲		臨時幹事:事業課課長補佐 小林 保
10	公園課長	大槻 憲章	出	
11	港湾局長	古川 博司	欠	
12	住宅まちづくり部長	戸田 晴久	出	
13	住宅まちづくり部技監	吉田 敏昭	欠	
14	住宅まちづくり部理事	沢田 吉和	出	
15	住宅まちづくり部次長	小林 栄	欠	
16	居住企画課長	横小路 敏弘	欠	
17	市街地整備課長	高村 正則	出	
18	建築指導室長	志摩 宣彦		臨時幹事:審査指導課長 岩田 純一
19	住宅経営室長	佐野 裕俊	欠	
20	企画室長	津組 修		臨時幹事:企画室主査 里村 征紀
21	市町村課長	山口 信彦		臨時幹事:市町村課総括主査 元木 一典
22	危機管理室長	飯尾 慎太郎	欠	
23	健康福祉総務課長	里中 亨	欠	
24	環境衛生課長	桐山 晴光	欠	
25	産業労働企画室企画課長	田中 精一	欠	
26	みどり・都市環境室長	田川 静一	出	
27	循環型社会推進室長	角 善啓	欠	
28	環境管理室長	内藤 昇	欠	
29	農政室長	小谷 正浩	欠	
30	水道部経営企画課長	井上 博司	欠	
31	教委事務局総務企画課長	藤井 睦子	欠	
32	教委事務局施設課長	鈴木 博史	欠	
33	教委事務局文化財保護課長	富尾 昌秀		臨時幹事:文化財保護課主査 芝野 圭之助
34	府警本部交通規制課長	宮田 敏彦	欠	

代理として任命した臨時幹事が出席

平成20年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	高槻市都市産業部都市政策室長	梅本 定雄	議第270号、議第271号	出
2	大阪市計画調整局計画部長	立田 章	議第272号	欠
3	大阪市計画調整局計画部都市計画担当課長	高橋 徹	議第272号	出

目 次

1 開会.....	1
2 議第270号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について 議第271号「北部大阪都市計画道路の変更」について.....	2
3 議第272号「大阪都市計画道路の変更」について.....	5
4 「都市計画区域マスタープランの改定」について 「第6回市街化区域及び市街化調整区域の 区域区分の変更」について.....	11
5 「大阪府防災都市づくり広域計画の策定」について.....	16

1 開会

午前10時開会

【司会】 それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成20年度第2回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

私、本日の司会を務めます総合計画課の和久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をごらんください。

資料は11点ございます。まず1つ目は配付資料一覧及び委員配席表。両面印刷となっております。2つ目が大阪府都市計画審議会条例及び規則。続きまして、3つ目に次第及び付議案件一覧、並びに委員・幹事名簿。これも両面印刷となっております。4つ目としまして、資料1、議案書。5つ目が資料2、審議会資料。6つ目といたしまして、資料3、大阪都市計画道路の変更に対する意見書の要旨。7つ目といたしまして、資料4、平成20年度第2回大阪府都市計画公聴会の公述人の意見に対する考え方。8つ目が資料5、平成20年度第2回大阪府都市計画公聴会速記録。9つ目といたしまして、資料6、都市計画区域マスタープランの改定について。10個目といたしまして、資料7、第6回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更について。11個目といたしまして、資料8、大阪府防災都市づくり広域計画の策定についてでございます。非常に数が多い関係で、漏れている資料等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、本日は現委員数30名の方々のうち21名の委員の出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、岡田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。岡田会長、よろしくお願いいたします。

2 議第270号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

議第271号「北部大阪都市計画道路の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） おはようございます。本審議会の会長を務めております岡田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様には、師走の大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。ただいまから、平成20年度第2回大阪府都市計画審議会の議事に入らせていただきます。

今回ご審議いただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、北部大阪都市計画用途地域の変更を含みます3議案でございます。最初にご審議いただきますのは、議第270号及び議第271号です。この2つの議案につきましては、相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

【幹事】（石橋洋一君） 都市整備部総合計画課長の石橋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議第270号北部大阪都市計画用途地域の変更、及び議第271号北部大阪都市計画道路の変更は相互に関連がございますので、一括してご説明いたします。

議案書の1ページから7ページ、資料の1ページから7ページでございます。

本案件は、JR高槻駅周辺の都市再生緊急整備地域内におけるJR高槻駅北東地区都市開発事業に関連して、3・5・207-22号真上安満線の一部区間の幅員の変更、3・3・207-4号高槻駅原線の一部区間の廃止及び名称の変更を行うとともに、これら都市計画道路の変更にあわせ、用途地域を一部変更するものでございます。

本都市再生緊急整備地域は、大規模工場跡地の土地利用転換及び医科大学の建てかえにより、商業・居住・医療・福祉・教育などの多機能な複合都市拠点を形成することを目的として、平成16年5月に指定されました。

今回の変更に関連するJR高槻駅北東地区におきましては、平成19年3月に大規模工場跡地を中心とする開発事業に関し、JR高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会が発足いたしました。その後、本年3月に、このまちづくり

協議会から高槻市に都市計画提案がされました。これを受け、本年7月に、高槻市において、土地区画整理事業、地区計画、都市計画道路などの都市計画決定がなされ、高槻市の新たな顔にふさわしい良好な都市環境を形成するため、都市開発事業が進められております。

J R高槻駅周辺は、バスやタクシーが集中するとともに、主要幹線道路においても自動車交通の多い地区であります。当都市開発事業地区の開発に伴って、さらに自動車交通の増加が予想されることから、円滑な交通環境を検討し、より利便性、安全性の向上を図るため、高槻市で決定される古曾部天神線などの変更とあわせ、真上安満線と高槻駅原線について、都市計画変更を行うものです。

続いて、路線ごとの説明をさせていただきます。

3・5・207-22号真上安満線は、昭和18年に都市計画決定され、都市計画道路芥川上の口線から都市計画道路牧野高槻線に至る延長約2,670メートル、幅員12メートル、2車線の幹線道路です。

変更内容でございますが、本路線と当都市開発事業地区へのメインアクセスとして利用される古曾部天神線との交差点部に右折レーンを設け、交通の円滑化を図るため、12メートルの幅員を12から15メートルに拡幅するものです。

次に、3・3・207-4号高槻駅原線は、昭和38年に都市計画決定され、都市計画道路高槻駅前線から都市計画道路安岡寺日吉台線に至る延長3,350メートル、幅員22メートル、4車線の幹線道路です。

変更内容でございますが、本開発計画にあわせ、J R高槻駅北側における東西方向の交通環境を向上させるため、高槻市決定である古曾部天神線を高槻駅前線から高槻駅原線へ約210メートル延伸することにより、東西方向の交通機能が十分確保されることから、並行して計画されていた高槻駅前線から上田辺芥川線の間、約250メートル区間について廃止するものです。これに伴い、起点位置が変わり、字名も変わることから、名称を3・3・207-4号芥川原線に変更するものです。

次に、これらの都市計画道路の変更に関連して、用途地域の変更がございますので、その内容をご説明いたします。

今回延伸する古曽部天神線の北側については、用途地域境界線を現道の道路端から25メートルの後退線としていたものを、古曽部天神線を都市計画変更することに伴い、その道路端から25メートルの後退線に変更することとし、その影響が及ぶ古曽部天神線の北側を第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%から、近隣商業地域、容積率300%、建ぺい率80%に変更しようとするものです。

また、高槻駅原線が一部廃止される区間におきましては、用途地域境界線を高槻駅原線の道路端から25メートルの後退線としていましたが、その廃止により用途地域境界線の根拠がなくなり、高槻駅原線をまたぐ南北の街区が一体となるため、用途地域境界線を古曽部天神線の中心線に移します。この結果一体となった街区を、近隣商業地域、容積率300%、建ぺい率80%から、商業地域、容積率400%、建ぺい率80%に変更しようとするものです。

なお、市決定の関連案件といたしまして、防火地域及び準防火地域の変更と、先ほどご説明しました都市計画道路の変更が先月27日に開かれた高槻市都市計画審議会において承認されております。

また、案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申し出はございませんでした。さらに、本年10月21日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） まず、この2つの議案につきましては、一括して表決を行うことにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） ご異議がないようですので、この2つの議案につきましては一括して表決を行います。

議第270号及び議第271号を原案どおり承認することにつきましてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） ご異議がないようですので、原案どおり可決をいたします。

3 議第272号「大阪都市計画道路の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） それでは、次にご審議いただきますのは議第272号です。その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

【臨時幹事】（高橋 徹君） 失礼します。臨時幹事をさせていただきます、私、大阪市計画調整局都市計画担当課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議第272号大阪都市計画道路の変更についてご説明いたします。

議案書の9ページから12ページ、資料の9ページから11ページ及びスクリーンをご覧ください。

本案件は、阪神高速道路に関する案件でございます。大阪都市計画道路1・4・2号大阪東大阪線東行きから1・4・1号大阪池田線北行き、いわゆる阪神高速道路の大阪港線の東行きから環状線の北行きへつながる渡り線を整備することにより、大阪臨海部から大阪北部への動線強化、都市高速道路の利便性の向上及び沿線の交通環境の改善を図るもので、大阪都市圏の活性化や都市環境の改善に寄与するものと考えております。

現在、大阪港線東行きと環状線北行きが交差する部分につきましては渡り線がございませんので、臨海部などから大阪港線を通して大阪北部地域へ向かう場合、環状線の千日前方向に半周迂回などが必要となっております。円滑な交通処理だけでなく、都市環境の上からも問題となっております。

本案件は、この問題を解消すべく、大阪港線東行きから環状線北行きへの渡り線を設けるとともに、それに取りつきます大阪港線と環状線に付加車線を設け、これに伴って必要となる環状線信濃橋入り口の移設改築を行うもので、これらに係る区域を追加するものでございます。

大阪港線東行きにつきましては、大阪市西区西本町一丁目、西本町二丁目及び西本町三丁目地内で、付加車線を追加する区間の延長800メートル及び渡

り線を新設する区間の延長150メートル、合わせて950メートルにわたり区域を追加いたします。断面としましては、スクリーンにお示ししておりますように、大阪港線で付加車線を追加する区間のA-A'断面では、約2.75メートルの拡幅部分の区域の追加、渡り線を新設する区間のB-B'断面では、幅員約8メートルの渡り線の区域の追加を行ってまいります。

環状線北行きにつきましては、大阪市西区西本町一丁目、鞆本町一丁目、京町堀一丁目及び江戸堀一丁目地内で、信濃橋入り口の改築及び付加車線の追加に必要な区域を、延長約670メートルの区間にわたり追加いたします。断面としましては、環状線の信濃橋入り口を改築する区間のC-C'断面では、付加車線の追加により必要となる約3.25メートルの区域の追加を行い、付加車線のみを追加する区間のD-D'断面では、約3.25メートルの拡幅部分の区域の追加を行います。

変更の内容については、以上でございます。

続きまして、お配りしております資料4、公述人の意見に対する考え方及びスクリーンをごらんください。

都市計画案の作成に当たりまして、平成20年8月26日に公聴会を開催しましたところ、1名の方が公述されております。公述人は、今回の渡り線の整備や環状線の拡幅工事自体に反対するものではないとした上で、追加する都市計画道路の区域や環境対策について2点の意見を述べられております。

1点目は、車社会の利便性のみでなく、沿道の市民生活と事業活動への影響も十分に認識した上で、都市計画案の策定をお願いしたいというものでございます。

この意見に対しましては、本案では、拡幅部沿道の市民生活と事業活動への影響を最小限に抑えるため、拡幅は必要最低限の範囲としております。

なお、事業実施に伴う沿道への影響に対する対策につきましては、事業予定者でございます阪神高速道路株式会社が事業実施時に、関係機関、拡幅部沿道の住民及び事業者の方々と調整を図りながら検討するとしており、適切に対応されるものと考えております。

2点目は、振動問題につきましては、突出した振動は1時間に数度程度の頻度でも、地域事業者、地域住民にとっては問題である、これを切り捨てて評価し

て問題ないとせず、都市計画の段階でその解決策、対応策について検討した上で、振動防止に配慮することを約束してほしいというものでございます。

この意見に対しましては、振動につきましては、事業予定者でございます阪神高速道路株式会社が事前に調査・予測を行い、要請限度内におさまる結果となっております。また、振動対策については、事業実施時に阪神高速道路株式会社が現在の現地の状況を踏まえ、関係機関、拡幅部沿道の事業者及び住民の方々と十分調整を図りながら、振動の軽減策を検討するとしており、適切に対応されるものと考えております。

続きまして、資料3、大阪都市計画道路の変更に対する意見書の要旨及びスクリーンをごらんください。

本案につきましては、都市計画法第17条の規定に基づきまして、平成20年11月4日から18日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、公聴会で公述された方から意見書の提出がございました。その主な内容につきましては、いずれも先ほどの公述人の意見に対する考え方に対しての意見でございます。

1点目は、道路として最低限必要な範囲とすることが、都市計画法の基本理念である健康で文化的な都市生活の確保にはつながらないという内容でございます。

この意見に対する見解といたしましては、都市計画法では、都市計画の基本理念として、健康で文化的な都市生活とともに、機能的な都市活動を都市全体として確保するため、適正な制限のもとに合理的な土地利用を図るべきとされております。都市施設の区域では、権利制限が課されるほか、民有地に定める場合には、用地の提供や移転、建てかえなどが必要となりますことから、周辺の事業活動などに配慮して、本計画案のとおり、道路として最低限必要な範囲とすることが適切であると考えております。

2点目は、拡幅部沿道への振動及びその他の事業実施に伴う影響への対策については、事業予定者が対応するものと考えているだけで、当事者としての見解ではないという内容でございます。

この意見に対する見解といたしましては、先ほど公述人の意見に対する考え方でご説明しましたように、阪神高速道路株式会社は事業者の責務として事業

化に当たる課題について、できる限りの対策を検討することを地元説明会などで示しておりますので、私どもとしましても適切な対応が図られていくものと認識しております。

説明は以上でございます。

【会長】（岡田憲夫君） ただいま幹事から説明を受けましたこの議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。堀田委員。

【堀田委員】 2点ほど質問させていただきます。

考え方として、私も湾岸線を通して環状線を経由して池田線に行くとか、あるいは神戸線から環状線に入って池田線に行く場合に、いつもぐるっと迂回していかなあかんかったのですね、何でこんな変な形なんやろうと常々思っていましたから、今度の渡り線ができるということは、これまで感じてきた疑問の解決になるのかなと、そういう意味では賛成なんですけれども、しかしそれだけを言うてるわけにはいかんと。2点ほど疑問があるんです。

1つは、何でこれまでの変な形になっていたのか。ぐるっと迂回すること、なぜそういう設計になっていたのかということについての疑問がありますので、説明できる方がありましたらご説明をお願いします。

2点目は、現場に先日行ってまいりました。おうちとかマンションとかホテルとか事業所とかいっぱいいろいろ建物ありますけども、現在でも阪神高速道路と建物が軒を接しているという感じですね。だから、これは素人的に考えますと、騒音とか振動とか公害、大気汚染とかいろいろ大変な状況なんじゃないかなと、非常に住みづらい、活動しづらい、そういう地域になっているんじゃないかなと。そこで道路をさらに拡幅するということになってきますから、もっと被害が広がるんじゃないかと思うんです。ですから、現在の騒音、振動、大気汚染などの現状と、そしてこの道路ができることによって、これらの公害がどうなるのかということもご説明をお願いします。

それから、もう1点は、いずれにしても非常に細い地域ですね。昔の西横堀川というんですか、それと道路に挟まれた非常に細い地域が、さらに道路の拡幅によって細くなると。だから、そこでもう住んでおれないとか、とても建物を維持できないとか、いろんな意味で活動しづらさ、生活しづらさというのは出てきますから、そういう場合、買収に当たる事業者のほうでどうしはるんか

など。必要最低限のとこだけ買いますわというたら、残りでどないせいちゅうねんという議論になってきますのでね、買収についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

【臨時幹事】（高橋 徹君） まず、なぜこれまでこの渡り線ができなかったのかというご質問でございますけれども、ちょうど今回の渡り線を整備しますところにつきましては、銀行の昔の建物がございまして、その建物を壊してこういった渡り線をつくりますと、数百億円かかるような事業買収費がかかってまいりますので、そういったことから私どもとしては、大阪都市圏全体としては必要などころと考えておりますけれども、事業費等々の面からなかなか事業化が難しいと、そういう認識に立っております。

今回、この部分につきましては、新しい開発計画が浮上してまいりまして、その開発にあわせまして、私どもとしましてはいろいろ開発者と協議を行った上で、渡り線が通過する部分につきましては広場スペースをとっていただきまして、この渡り線が通過する空間というのを確保させていただきました。こういう結果から、今回この都市計画審議会のほうに上程させていただいております。

それから、2点目の、こちらの環境に対する影響ということでございます。

環境につきましては、先ほどご説明しましたけれども、事業予定者でございます阪神高速道路におきまして、大気、騒音、振動、日照等におきまして環境への影響の調査・予測を実施しております。その中では、それぞれ軽微な影響となっておりますけれども、私どもとしましては、さらなる環境対策といたしまして、例えば騒音対策といたしましては、遮音壁のかさ上げでありますとか、低騒音舗装の実施、また振動対策としましては、新設と既設の構造物の間の接続する部分の改良、それからジョイントの段差解消、また過積載の大型車両の取り締まりと、そういったような環境対策を十分に行っていただき、周辺環境に対する影響が小さくなるように対策をとっていただくと、そういうふうに考えております。

それから、3点目は、この沿道の地域が非常に奥行きが狭いエリアで、土地を切り取られた後、残地をどうするのかというご質問でございますけれども、今もご指摘ございましたように、環状線の北行きの付加車線を設けるエリアにつきましては、奥行きが約10メートルでございます。この事業によりまして、

3メートルから4メートル、それだけの用地が買収されますので、場合によっては、奥行きが6メートルあるいは7メートルという可能性が出てまいります。基本的には、この事業予定者の阪神高速のほうでは、用地買収は道路事業に必要なものを買収するというのを原則としております。ただ、そういった土地の状況もございまして、この残地の買収につきましては、土地所有者の生活や事業の状況を十分に考えながら、例えば残地で残って事業をしたい、そういった意向も踏まえながら、残地での生活再建にも十分話し合いを行いまして、必要に応じて残地買収を行うなど、誠意をもって適切に対応すると、そういうことで聞いておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【堀田委員】 今のお答えで了解しましたけども、突出した振動など、公述人の方がおっしゃっていますよね。だから、最近はこういう公害防止技術もどんどん進んでいる時代ですから、道路を拡幅したことによって逆に公害が少なくなると、そう言ってもらえるような仕事をぜひやっていただきたいということをお願いしておきます。

また、買収についても、地元の皆さんに今まで随分迷惑をかけているわけですからね。そういう迷惑に対する償いという意味も思いも込めて、残地については十分意向を踏まえて適切な残地買収等の対応をとっていただきたいということをお願いしておきます。

【会長】（岡田憲夫君） ありがとうございます。

今の堀田委員のご意見は、反対ということではなくて、参考として懸念される事項等をご意見いただいたということによろしゅうございますか。

そのほか、何かお伺いするご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） それでは、ないようですので表決に入ります。

議第272号、これを原案どおり承認することにつきましてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（岡田憲夫君） ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。本日ご審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続を進めさせます。

4 「都市計画区域マスタープランの改定」について

「第6回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） それでは引き続きまして、都市計画区域マスタープランの改定、並びに第6回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更につきまして、幹事から報告があります。

【幹事】（長井順一君） 総合計画課参事の長井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画区域マスタープランの改定、及び第6回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更につきましては、関連がございますので一括してご説明いたします。

まず、都市計画区域マスタープランの改定についてご説明いたします。

資料は6でございます。

都市計画区域マスタープランとは、当該都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、長期的視点に立った都市の将来像や、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものでございます。

大阪府の現行の都市計画区域マスタープランは、平成16年度から17年度にかけて、順次、都市計画区域ごとに定めたもので、大阪府全域を対象に都市の将来像などを示した基本方針と、都市計画法第6条の2に基づき4つの都市計画区域ごとに定めた、整備、開発及び保全の方針から構成されております。また、都市計画法第7条の2に定めのある都市再開発方針、住宅市街地の開発整備の方針、及び防災街区整備方針の3つの方針については、基本方針に基づき、都市計画区域ごとに定めております。

なお、市町村の都市計画マスタープランや、区域区分、地域地区などの個別の都市計画は、こうした方針に即して定めることとされております。

このたびマスタープランの改定が必要となった背景でございますが、整備、開発及び保全の方針の目標年次である平成22年を迎えつつあること、本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展など、都市を取り巻く状況の変化に対応すべく、国土形成計画、国土利用計画の策定、まちづくり3法の見直し、本審議会から成熟社会における大阪の都市づくりのあり方について答申をいただいたことなどから、改定に向けた検討を開始するものでございます。

マスタープランの構成につきましては、現行のマスタープランでは、大阪府全体の基本方針と、都市計画区域ごとに策定した整備、開発及び保全の方針をあわせて、都市計画区域マスタープランとしておりましたが、今回の改定に当たり、大阪府の都市計画の方向性を総合的にわかりやすく示すため、基本方針、整備、開発及び保全の方針に、都市再開発方針などをあわせ、大阪府都市計画マスタープランに名称を改めたいと考えております。

マスタープランの改定に当たりましては、成熟社会における大阪の都市づくりのあり方に示された考え方や、社会経済情勢を踏まえるとともに、国が定める計画や各種計画との整合を図ってまいります。

マスタープランのうち基本方針につきましては、集約・連携型都市構造の強化、都市活力・都市魅力の向上、持続可能な都市の実現、安全・安心な都市づくり、多様な担い手が連携・参加する都市づくりなどを盛り込み、今後検討を行ってまいります。

また、整備、開発及び保全の方針や都市再開発方針などにつきましても、基本方針に基づき、順次検討を行うこととしております。

次に、第6回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更についてご説明いたします。

資料は7でございます。

市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きにつきましては、市街地の無秩序な拡大を防止し、計画的な市街化を図るために行うものであり、大阪府では現在、市街化区域が約9万5,000ヘクタール、市街化調整区域が約9万4,000ヘクタールとなっております。

線引きにつきましては、昭和45年に当初決定を行った後、おおむね5年ごとに府下一斉に見直しを行っており、前回の見直しは平成17年度に行ってい

ることから、次回の見直しは平成22年度を予定しております。

このたび、次回見直しに当たっての大阪府の考え方を示した区域区分変更についての基本方針案を取りまとめましたので、その概要を説明させていただきます。

線引きに当たっての基本的な考え方でございますが、線引きにつきましては、人口や産業の見通しなどをもとに検討することとなっております。ここで、大阪府の人口の推移などを見てもみますと、今後、人口は減少するものの、世帯の小規模化が進んでいることなどから、世帯数につきましては当面増加するものと見込まれております。

また、本審議会からいただいた答申におきまして、都市づくりの基本目標として、都市活力の創出や集約・連携型都市構造の強化などが示されております。こうしたことから、次回の見直しにつきましては、市街地の無秩序な拡大の抑制を基本とした上で、世帯数の増加や新たな産業需要に対応するため、特に必要なもののみ市街化区域に編入したいと考えております。

市街化区域への編入を検討する区域は、現行の市街化区域と連担している区域、飛び地の区域、公有水面埋立事業による区域に区分されます。

現行の市街化区域と連担している区域につきましては、既に市街地を形成している区域、もしくは優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を対象に、市街化区域への編入を検討してまいります。

このうち、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域へ編入する場合には、計画的なまちづくりをより一層担保するため、区域区分の変更と同時に、土地区画整理事業などに関する都市計画を定めることとしております。

平成17年度に府下一斉に実施した、前回の線引き見直しからの主な変更点といたしましては、まず、土地区画整理事業につきましては、前回の見直しでは、区域区分の変更までに準備組合の設立、または必要に応じて事業に関する都市計画を定めることを要件としておりましたが、次回の見直しでは、区域区分の変更と同時に、事業に関する都市計画を定めることとしております。公的機関、民間開発事業者による開発事業につきましては、前回の見直しでは、用地を取得することが確実であり、区域区分の変更までに事業計画の案が定めら

れていることを要件としておりましたが、今回の見直しでは、こうした要件に加えて、区域区分の変更と同時に、当該区域の地区計画を定めることとさせていただきます。こうした点が、前回の線引き見直しからの主な変更点でございます。

なお、市街化区域への編入は、現行の市街化区域と連担している区域を基本としておりますが、一定規模以上の飛び地の区域や公有水面埋立事業による区域についても、市街化区域への編入を検討することとしております。

次に、市街化区域から市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きにつきましては、現に市街化されておらず、計画的な市街地整備の見込みのない区域については、市街化区域から市街化調整区域への編入を検討することとしております。

市街化区域への編入につきましては、府下一斉の見直し時点で実施することを基本としておりますが、計画的な市街地整備の見通しがあるものの、事業の熟度が十分でないものにつきましては、府下一斉の見直し時点で、市街化区域への編入を保留する区域として設定し、計画的な開発事業の実施が確実にとなった時点で、本審議会の議を経まして、市街化区域へ編入することも可能としております。

区域区分変更の基本方針案の策定に当たり、平成20年11月11日から1カ月間、パブリックコメントを実施し、府民の皆様からのご意見を募集したところ、1件のご意見をいただきました。資料7の最後のページでございます。

その内容といたしましては、都市計画法の改正後、市街化調整区域では学校でも開発許可が必要となり、教育環境改善に向けた施策に大きな障害が生じるため、法改正以前から市街化調整区域に立地している学校のうち、市街化区域に連担しているものについては、学校法人の要請があれば、市街化区域へ編入するものとするというものでございます。

これに対する大阪府の見解といたしましては、本基本方針では、市街化区域への編入の対象となっている区域について、地域の実情に応じて幅広い観点から検討が可能となるよう、特に学校など用途を限定しておりません。今後、個別箇所ごとに、当該用途や周辺の土地利用などを勘案した上で、市街化区域への編入の妥当性や必要性などについて検討してまいります。このため、基本方針案を変更する必要はないと考えております。

次に、用途地域の見直しについてご説明いたします。

大阪府では、大きく分けて2つの場合に用途地域の変更を行うこととしております。1つ目といたしまして、おおむね5年ごとに都市計画基礎調査に基づく土地利用の状況などを踏まえて再検討を行い、府下一斉に見直しを行う場合。2つ目としまして、市町村の上位計画の改定や市街地開発事業などの計画的な市街地の整備に伴い、必要に応じて適切な時期に変更する場合がございます。今回の見直しは1つ目の場合に当たります。今後、市町村と十分協議を行い進めていく予定です。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

マスタープランのうち基本方針の部分につきましては、今後検討段階で本審議会にご説明し、ご意見をいただいた後、平成21年度中に本審議会に報告した上で内容を固めたいと考えております。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や都市再開発方針などにつきましては、基本方針とともに検討を進め、平成22年度から都市計画の手続に入り、本審議会の議を経まして、平成22年度末には改定したいと考えております。

次に、区域区分の変更につきましては、ただいまご説明いたしました区域区分変更についての基本方針を来年1月に市町村に提示し、市町村と連携を図りながら、具体的な市街化区域への編入箇所等の検討を行い、本審議会の議を経まして、平成22年度末には区域区分の変更を行いたいと考えております。

また、用途地域の見直しにつきましては、区域区分の変更と同時に行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

【会長】(岡田憲夫君) ただいまの説明に対しまして、何かご意見、ご質問、ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) それでは、ただいまご報告を1件いただきましたが、続きまして、大阪府防災都市づくり広域計画の策定について、幹事から報告があります。

5 「大阪府防災都市づくり広域計画の策定」について

【幹事】（池田一郎君） 都市整備部総合計画課参事の池田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、大阪府防災都市づくり広域計画についてご報告させていただきます。

お手元に資料8として計画書をお配りしておりますが、前方スクリーンのスライドをごらんいただきながら説明をさせていただきます。

本計画につきましては、7月28日の本年第1回都市計画審議会におきまして報告案件としてご説明させていただいておりますが、今回パブリックコメントの手続も終了し、成案とする段階に至りましたので、その概要を簡単にご説明させていただきます。

計画策定の目的でございますが、大規模地震に起因する市街地大火への対策を対象といたしまして、大阪府や市町村が策定する都市計画マスタープランや個別の都市計画を誘導する際の基本的な指針とするものでございます。

計画の位置づけでございますが、地域防災計画におけるさまざまな施策の中で、地震災害に対する防災性の向上を図るための都市計画に関する取り組みを、防災都市づくり計画と申しております。本計画では、防災都市づくりを実現するための方策といたしまして、本計画の都市計画区域マスタープランへの位置づけと防災街区整備方針の充実、市町村による防災都市づくり計画の策定と市町村マスタープランへの位置づけ、不燃化の促進による防災街区の整備、都市防火区画（延焼遮断帯）の整備促進、広域避難地の確保という5項目を示しております。

本計画案は、前回の都市計画審議会におきまして報告案件としてご説明させていただいた後、パブリックコメントを9月8日から10月7日まで行い、府民の皆様のご意見を伺いました。その結果、3名の方から、広域計画の趣旨について2件、実現化方策の問題点について2件、実現化方策の実現性について1件、その他1件の計6件のご意見がありました。その結果を11月17日からホームページで公開しております。

主な意見といたしまして、意見をご報告いたします。

1点目は、公園緑地等の緑系オープンスペースにつきまして、都市防火区画として取り上げられていないのが気にかかるというご意見でございます。

この件につきましては、実現化方策について述べております第4章の都市防火区画の整備促進という項目におきまして、公園・緑地等のオープンスペースによる延焼遮断性能の向上につきまして記述することとしております。

2点目は、大阪府が大阪市域の詳細な防災計画を描くことがしにくく、住宅を中心とした詳細な防災計画がないというエアポケットが生じ、二重行政の問題があるため、大阪府と大阪市は連携すべきであるというご意見でございます。

この件につきましては、本計画は大阪市も含めた計画としておりまして、また、今回は広域的な計画であり、詳細な防災計画は市町村ごとに、防災都市づくり計画として定めることとされております。大阪市につきましては平成15年度に防災都市づくり計画が策定されており、本計画は大阪市と協議し、大阪府がつくられました防災都市づくり計画と整合を図っていることを回答しております。本計画は、12月中に成案とするべく内部の手続を進めているところでございます。今後改定される都市計画区域マスタープランや防災街区整備方針に反映させることにより、市町村のマスタープランや都市計画事業等への浸透を図り、都市の防災性能の向上を図ってまいります。

報告は以上でございます。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) それでは、これをもちまして平成20年度第2回大阪府都市計画審議会を閉会させていただきます。委員の皆様方には議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

午前10時54分閉会